

短期利用(介護予防)居宅介護算定に係る確認書

事業所番号		サービス名	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
事業所名			

次の1～4までの要件をすべて満たすこと。

1 短期利用の算定は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援(指定介護予防支援)事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、計画作成担当者※が、登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に限られること。 はい ・ いいえ

2 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。 はい ・ いいえ

3 基準条例で定める従業者の員数を置いていること。 はい ・ いいえ

4 当該指定事業所がサービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。 はい ・ いいえ

※計画作成担当者…当該指定(看護)小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)事業所の介護支援専門員